

2 豊 号 外
令和3年2月27日

豊橋市立小中学校長 様
豊橋市立くすのき特別支援学校長 様

豊橋市長 浅井 由崇
豊橋市教育委員会

国の緊急事態宣言の解除に伴う学校体育施設開放事業の開放時間の変更について

日頃より本市スポーツ振興に格別のご配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

政府は、愛知県に対する国の緊急事態宣言について、2月28日をもって解除することを決定しました。それに伴い、本市では今後の愛知県の対策を踏まえ、下記のとおり学校体育施設開放事業における施設の開放時間を変更することといたしました。

1月14日付の通知で案内しているとおり、貴校施設を利用している団体への連絡は不要ですが、利用者より問い合わせがあった場合は対応のほどよろしくお願いたします。

今後の国や県の方針によっては対応を変更する場合もございますので、あらかじめご承知おきください。

記

1. 開放時間の変更について

対象施設	通常の開放時間	2月28日まで	3月1日から 3月14日まで
校庭	午後9時まで	午後8時まで	午後9時まで
体育館	午後10時まで		
武道場			

2. 対象期間

令和3年3月1日（月）から令和3年3月14日（日）まで

担 当 豊橋市文化・スポーツ部 「スポーツのまち」づくり課
電 話 0532-51-2865 FAX 0532-56-3005

担 当 豊橋市教育部 学校教育課
電 話 0532-51-2826 FAX 0532-56-5104